

福知山市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和3年3月9日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 足 立 伸 一

監査結果報告

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象年度

令和2年度及び令和元年度補助金等

3 監査の実施期間

令和2年11月9日から令和3年1月19日まで

4 監査対象部等

福祉保健部、消防、市議会事務局、会計室、市長公室、建設交通部、財務部

5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知されたい。

福祉保健部 子ども政策室（監査日11月9日から10日）

1 契約について

業務委託において、起案文書に記載の支払方法が契約書に反映されておらず、契約書が修正されないまま処理されているものがあつた。

会計室（監査日12月8日）

1 債権管理について

歳入歳出外現金において、振替処理を行っているにもかかわらず出納簿に記帳されていないものがあつた。

市長公室 職員課（監査日12月10日）

1 文書取扱について

公用車運転登録申請において、公用自動車使用規則で規定された市長の特認事項による許可の決定が、市長決裁ではなく課長決裁で処理されているものがあつた。

建設交通部 道路河川課（監査日12月17日から18日）

1 契約について

業務契約において、小額の発注に分割することにより、財務規則に基づく適切な契約手続がなされていないものがあつた。

2 補助金等について

同盟会等の出納事務において、経費が精算されていないもの、支出内容が不明瞭なもの、金銭出納簿の記載漏れ等、事務処理に不備のあるものが複数あつた。

3 債権管理について

道路占用料等の歳入徴収簿において、減額すべき案件が長期間放置されているものや、重複記載や納期限等の未記入等、適切に管理ができていないものが複数あつた。

建設交通部 都市・交通課（監査日12月23日から24日）

1 補助金等について

補助金が翌年度の事業に充当されているものがあつた。補助金交付の適正化に努められたい。

建設交通部 用地課（監査日1月5日から6日）

1 歳入について

金銭分任出納員から引き継がれた現金が速やかに払込みされず、出納員が収入金を数日間保管していることが常態化していた。収入事務の適正化に努められたい。